

#### 別紙 4

#### 新潟県水産海洋研究所飼育関連設備維持管理業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と ○○（以下「乙」という。）とは、新潟県水産海洋研究所飼育関連設備維持管理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

#### （目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 業務の名称

新潟県水産海洋研究所飼育関連設備維持管理業務委託

(2) 業務の内容

別紙、新潟県水産海洋研究所飼育関連設備維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 実施場所

新潟市西区五十嵐 3 の町 13098 番地 8 地内 新潟県水産海洋研究所

(4) 実施方法

乙は、業務をこの契約書及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

#### （委託期間）

第 2 条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

#### （委託料）

第 3 条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次のとおりとする。

金○○円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金○○円

#### （契約保証金の納付及び返還等）

第 4 条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、

甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

6 第16条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第5条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約業務の再委託）

第6条 乙は、第三者（以下「再委託先」という）に対し、本件業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第7条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務員の通知）

第8条 乙は、業務の実施に関し、業務に従事する乙の業務員（以下、「業務員」という。）を定め、甲が定める書面をもって甲に通知するものとする。業務員を変更したときも同様とする。

（業務員の労務管理）

第9条 乙は、庁舎管理に関する諸規定を遵守するとともに、業務員の服務、規律維持等に関して一切の責めを負うものとする。

2 乙は、契約の履行については、必要な業務員を確保し、業務に支障を来さないようにするとともに、業務員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

(実地調査等)

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務履行届（兼成果報告書）の提出)

第 12 条 乙は、業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務履行届及び仕様書に基づく業務の成果に関する報告書（以下「業務履行届（兼成果報告書）」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第 13 条 甲は、業務履行届（兼成果報告書）を受理したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第 1 項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第 14 条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格した後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
  - (1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
  - (2) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。
  - (3) 甲の委託方針が変更されたとき。
  - (4) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。
- 4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。
- 5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第16条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたと

き。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

#### （損害賠償）

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(費用の負担)

第 18 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

新潟県新潟市西区五十嵐 3 の町 13098 番地 8

甲 新潟県

新潟県水産海洋研究所長 ○○ ○○ 印

住所

乙

氏名

印